

## 災害時等における施設利用の協力に関する協定

横浜市〇〇〇（局名または区名）（以下「甲」という。）と〇〇〇（指定管理者名）（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、横浜市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生することが予測される場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、横浜市防災計画（以下、「防災計画」という。）に基づく帰宅困難者一時滞在施設を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

**第2条** 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

施設名 〇〇〇〇〇〇〇〇

（協力要請）

**第3条** 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を帰宅困難者一時滞在施設として利用する必要があるときは、原則として乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、甲に協力する。

（連絡体制）

**第4条** 前条で規定する甲の要請は、施設を所管する区局の長の名により当該施設の施設長に対して行う。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

**第5条** 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

**第7条** 乙は、災害時等において速やかに、帰宅困難者一時滞在施設としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、帰宅困難者一時滞在施設の開設及び運営に協力する。

3 前二項の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、甲が負担する。その場合の負担額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）に定めるところによる。

（備蓄及び訓練等）

**第8条** 乙は、横浜市震災対策条例（平成10年2月横浜市条例第1号）第8条に定める事業者としての基本的責務として、事業者自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の地震に対する安全性の確保、食料、飲料水、トイレパック等の備蓄、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備

